

ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所

「特別養護老人ホーム桃香の里」

運 営 規 程

特別養護老人ホーム 桃香の里

ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所「特別養護老人ホーム桃香の里」 運営規程

第1章 総 則

第1条 目 的

第2条 事業の目的及び運営方針

第3条 事業所の名称

第4条 事業所の設置

第5条 実施主体

第2章 職員の職種、員数及び職務の内容

第6条 職員の職種、員数及び職務の内容

第7条 事務分掌

第8条 会議

第9条 営業日・営業時間

第3章 定 員

第10条 利用定員

第11条 ユニットの数及びユニットごとの利用定員

第4章 利用者に対するユニット型指定介護予防短期入所生活介護サービスの内容及び利用料その他の費用の額

第12条 主なサービス

第13条 利用料その他の費用の額

第14条 通常の送迎の実施地域

第5章 運営に関する事項

第15条 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護の利用契約

第6章 事業所の利用に当たっての留意事項

第16条 サービス利用に当たっての留意事項

第7章 緊急時における対応方法

第17条 緊急時における対応方法

第18条 事故発生時の対応

第8章 非常災害対策

第19条 非常災害対策

第9章 その他の運営に関する事項

- 第 20 条 定員の遵守
- 第 21 条 身体的拘束等
- 第 22 条 虐待防止のための措置に関する事項
- 第 23 条 衛生管理等
- 第 24 条 協力病院
- 第 25 条 重要事項の掲示
- 第 26 条 秘密の保持等
- 第 27 条 居宅介護支援事業者に対する利益供与等の禁止
- 第 28 条 苦情処理
- 第 29 条 その他運営についての留意事項
- 第 30 条 地域との連携
- 第 31 条 その他

附 則

第1章 総 則

(目 的)

第1条 この規程は、社会福祉法人旭水会が設置経営する、ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所「特別養護老人ホーム桃香の里」(以下「事業所」という。)の適正な運営及び利用について必要な事項を定め、利用者に対し、適切なユニット型指定介護予防短期入所生活介護を提供することを目的とする。

(事業の目的及び運営方針)

- 第2条 事業所は、介護保険法の理念に基づき利用者一人一人の意思及び人格を尊重し、利用前の居宅における生活と利用中の生活が連続したものとなるように配慮しながら、各ユニットにおいて利用者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援することにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指し、生活全般にわたり配慮したユニット型指定介護予防短期入所生活介護を提供するものとする。
- 2 事業の実施に当たっては、関係市町村や、介護予防サービス事業所等と緊密な連絡をとり、適切な保健医療サービス及び福祉サービス等が総合的かつ効果的に提供できるように努めるものとする。
- 3 利用者又はその家族に対し、サービスの内容及び提供方法について分かりやすく説明する。
- 4 適切な介護技術をもってサービスを提供する。

(事業所の名称)

第3条 この事業を行う事業所の名称は、「特別養護老人ホーム桃香の里」と称する。

(事業所の設置)

第4条 事業所は、岡山県赤磐市熊崎 276-1 内に設置する。

(実施主体)

第5条 事業の実施主体は、社会福祉法人旭水会(以下「法人」という。)とする。

第2章 職員の職種、員数及び職務の内容

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第6条 次の職員を置く。職員の定数は国及び県の配置基準を下回らない人数とする。

ただし、本体施設のユニット型指定介護老人福祉施設「特別養護老人ホーム桃香の里」と一体的に配置するものとする。

職 種	人 員
	ユニット型
(1) 管理者	1 名 (常勤)
(2) 事務員	1 名以上 (常勤)
(3) 生活相談員	1 名以上 (常勤)
(4) 介護職員	14 名以上 (常勤換算)
(5) 看護職員	2 名以上 (常勤換算)
(6) 機能訓練指導員	1 名以上 (常勤)
(7) 介護支援専門員	1 名以上 (常勤)
(8) 医 師	1 名 (非常勤)
(9) 管理栄養士	1 名以上 (常勤)

2 前項に定めるものの他必要がある場合は、定数を超え又はその他の職員を置くことができる。

3 職員の職務の内容は次のとおりとする。

一 管理者

事業所の業務を統括する。管理者に事故があるときは、あらかじめ法人理事長が定めた職員が管理者の職務を代行する。

二 事務員

事業所の庶務及び会計に従事する。

三 生活相談員

利用者の入退所、生活指導及び処遇の企画立案、実施に関することに従事する。

四 介護職員

利用者の日常生活の介護、指導及び援助業務に従事する。

五 看護職員

医師の診断補助及び医師の指示を受けて利用者の看護、事業所の保健衛生業務に従事する。

六 機能訓練指導員

利用者の機能回復に必要な訓練及び指導に従事する。

七 介護支援専門員

利用者の生活指導及び処遇の企画立案、実施に関する業務に従事する。

八 医 師

利用者の診療及び事業所の保健衛生の管理指導に従事する。

九 管理栄養士

献立の作成、栄養価の計算、給食管理、利用者の栄養指導に従事する。

(事務分掌)

第7条 職員毎の事務分掌及び日常業務の分担については、管理者が別に定める。

(会議)

第8条 事業所の円滑な運営を図るため次の会議を設置する。

- (1) 職員会議
- (2) 主任会議
- (3) 連絡会議
- (4) 排泄・食事・入浴・レクリエーション班会議
- (5) サービス評価委員会
- (6) 利用判定会議
- (7) その他管理者が必要と認める会議

2 会議の運営に必要な事項は、管理者が別に定める。

(営業日・営業時間)

第9条 この事業所の営業日・営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 年中無休とする。
- (2) 営業時間 24 時間とする。

第3章 定 員

(利用定員)

第10条 この事業所の利用定員は次のとおりとする。

1 日 10 名までとする。ただし、本体施設のユニット型指定介護老人福祉施設「特別養護老人ホーム桃香の里」に空床がある場合は、空床の範囲で利用できるものとする。

(ユニット数及びユニットごとの利用定員)

第11条 ユニット数は1ユニットで、利用定員は10名とする。

第4章 利用者に対するユニット型指定介護予防短期入所生活介護サービス の内容及び利用料その他の費用の額

(主なサービス)

第12条 事業所が提供できる主なサービスは次のとおりとする。

- (1) 入浴、排泄及び食事等の基本介護
- (2) 日常生活上の世話
- (3) 機能訓練
- (4) 送迎

(利用料その他の費用の額)

第13条 事業所を利用した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該ユニット型指定介護予防短期入所生活介護が法定代理受領サービスであるときは、その1割（2割または3割）の額とする。

2 事業所は、前項の支払いを受ける額のほか、次の各号に掲げる費用の額の支払いを利用者から受ける。

(1) 食費、1,500 円/日（朝食 330 円、昼食 510 円、おやつ 150 円、夕食 510 円）

(2) 居住の提供に係る費用（滞在費）（光熱水費相当額の費用）

ユニット型 2,010 円/日・トイレ付き個室 2,060 円/日

(3) 特別な食事の提供に係る費用（食費に係る追加的費用）

利用者の特別な希望に基づくメニューに係る食材及び調理費等

(4) 通常の送迎の実施地域は片道 184 円（368 円または 552 円）。実施地域以外の地域に居住する利用者を自動車送迎した場合の送迎費は、通常の送迎の実施地域を越えた地点より、追加して片道 1 キロメートル当たり 30 円を実費として徴収する。

(5) 前各号に掲げるもののうち、食事の提供に係る費用と居住の提供に係る費用のサービスの提供に当たっては、負担軽減措置として別紙に定めるとおり世帯の状況や所得の状況、その他の事情を勘案した負担限度額を定める。利用者の世帯の状況や所得の状況、その他の事情を勘案して条件を満たすことにより、これに該当する者は保険者（市町村等）からの認定を受けることにより、負担限度額による費用の負担とする。

(6) 前各号に掲げるもののほか、ユニット型指定介護予防短期入所生活介護において提供される便宜のうち、日常生活において通常必要となるものに係る費用であって、その利用者負担させることが適当と認められるもの。

3 事業所は、前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又は家族に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得たものに限り徴収する。

（通常の送迎の実施地域）

第 14 条 通常の送迎の実施地域は、赤磐市、岡山市の区域とする。

第 5 章 運営に関する事項

（ユニット型指定介護予防短期入所生活介護の利用契約）

第 15 条 事業所は、ユニット型指定介護予防短期入所生活介護の提供の開始に当たり、利用者及び家族等に対してユニット型指定介護予防短期入所生活介護サービス利用契約書の内容に関する説明を行った上で、利用者との利用契約を書面により行う。

第 6 章 事業所の利用に当たっての留意事項

（サービス利用に当たっての留意事項）

第 16 条 利用者は、ユニット型指定介護予防短期入所生活介護サービスを受ける際は、介護予防短期入所生活上のルールを守り、職員の指導に伴い、日常生活の向上に努めること。

2 利用者は、事業所の設備の利用に当たっては職員の指示に従うこと。

第7章 緊急時における対応方法

(緊急時における対応方法)

第17条 職員等はユニット型指定介護予防短期入所生活介護を実施中に利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、必要に応じて臨時応急の手当てを行うとともに、速やかに主治の医師又は協力病院である赤磐医師会病院、家族へ連絡を行う等の必要な措置を講ずるものとするとともに、管理者に報告しなければならない。

(事故発生時の対応)

第18条 事業所は、利用者に対するユニット型指定介護予防短期入所生活介護の提供により事故が発生した場合は速やかに利用者の家族、岡山県備前県民局及び保険者等に連絡を行うとともに必要な措置を講ずるものとする。

2 事業所は、利用者に対するユニット型指定介護予防短期入所生活介護サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに講ずるものとする。

第8章 非常災害対策

(非常災害対策)

第19条 事業所では、非常災害その他緊急の事態に備えて計画を立て、避難、救出その他必要な訓練を少なくとも年2回利用者及び職員と共に行うものとする。

第9章 その他の運営に関する事項

(定員の遵守)

第20条 事業所は、利用定員及び居室の定員を超えて利用させてはならない。ただし、災害その他やむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(身体的拘束等)

第21条 事業所は、ユニット型指定介護予防短期入所生活介護サービスの提供に当たっては当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行ってはならない。

2 身体的拘束等を行う場合には、利用者及びその家族に対し説明をし、同意を得なければならない。

3 身体的拘束等を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

(虐待防止のための措置に関する事項)

第22条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発防止するため、以下の措置を講じ

なければならない。

- 一 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可能）を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
 - 二 虐待防止のための指針を整備する。
 - 三 従業者に対し、虐待防止のための研修を定期的実施する。
 - 四 上記措置を適切に実施するための担当者を置く。
- 2 事業所は、ユニット型指定介護予防短期入所生活介護サービス提供中及び利用者の居宅において、当該事業所の従業者または養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）により虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は速やかに、これを市町村に通報するものとする。

（衛生管理等）

- 第 23 条 事業所は、利用者の使用する食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行う。
- 2 事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずる。

（協力病院）

- 第 24 条 事業所は、入院治療を必要とする利用者のために、赤磐医師会病院を協力病院とする。
- 2 事業所は、歯科治療を必要とする利用者のために、中里歯科医院を協力歯科医院とする。

（重要事項の掲示）

- 第 25 条 事業所は、事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務体制、協力病院、利用料その他サービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示する。

（秘密の保持等）

- 第 26 条 事業所の職員は、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又は家族の秘密を漏らしてはならない。
- 2 事業所は、職員であった者が、正当な理由なく、業務上知り得た利用者又は家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。
- 3 事業所は、介護予防サービス事業者等に対して、利用者又はその家族に関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により同意を得るものとする。

（居宅介護支援事業者に対する利益供与等の禁止）

- 第 27 条 事業所は、介護予防支援事業者等又はその従業者に対し、利用者に対して特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

（苦情処理）

- 第 28 条 事業所は、その提供したユニット型指定介護予防短期入所生活介護サービスに関する利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、相談窓口を設置し、苦情の内容に配慮して必要な措置を講ずるものとする。
- 2 事業所は、その提供したユニット型指定介護予防短期入所生活介護サービスに関し、保険者が

行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該保険者の職員からの質問若しくは照会に応じ、利用者からの苦情に関して保険者が行う調査に協力するとともに、保険者から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

- 3 事業所は、その提供したユニット型指定介護予防短期入所生活介護サービスに関する利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(その他運営についての留意事項)

第 29 条 事業所は、ユニット型指定介護予防短期入所生活介護従事職員等の質的向上を図るための研修（権利擁護・虐待防止等を含む）の機会を随時設けるものとし、業務体制を整備する。

- 2 事業所は、この事業を行うため、ケース記録、利用者負担金収納簿、その他必要な帳簿を整備し、その完結の日から 5 年間保存しなければならない。

(地域との連携)

第 30 条 事業所は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならない。

- 2 成年後見制度の活用が必要と認められる場合は、地域包括支援センターや市町村担当課等の相談窓口を利用者に紹介する等関係機関と連携し、利用者が成年後見制度を活用できるように配慮する。

(その他)

第 31 条 この規程に定める事項の他、運営に関する重要事項は、法人と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

- 2 事業計画及び財務内容については、申し出により閲覧に供するものとする。

附 則

この規程は、平成 14 年 8 月 1 日から施行する。

平成 17 年 10 月 1 日一部改正する。

平成 18 年 4 月 1 日一部改正する。

平成 20 年 4 月 1 日一部改正する。

平成 21 年 12 月 1 日一部改正する。

平成 22 年 5 月 1 日一部改正する。

平成 24 年 6 月 1 日一部改正する。

一部ユニット型に変更する。

平成 26 年 4 月 1 日一部改正する。

平成 26 年 8 月 1 日より一部改正する。

指定介護予防短期入所生活介護事業及びユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業に変更する。

平成 26 年 12 月 26 日より一部改正する。

ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業に変更する。

平成 27 年 2 月 17 日より一部改正する。

平成 27 年 5 月 25 日より一部改正する。

平成 29 年 12 月 8 日より一部改正する。

令和元年 10 月 1 日より一部改正する。

令和 3 年 4 月 1 日より一部改正する。

令和 3 年 8 月 1 日 第 13 条第 2 項（5）の定める（別紙）を変更する。

令和 6 年 4 月 1 日より一部改正する。